

## 入札説明書

### 1 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

入札に参加するものは、次に掲げる条件及び入札公告に掲げる条件をすべて満たしている者であること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の4第1項各号のいずれかに該当しない者であること。
- (2) 福島県建設工事等入札参加資格制限措置要綱(平成19年3月30日付け18財第6342号総務部長依命通達)に基づく入札参加資格制限中の者でないこと。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)に規定による更生手続開始の申立てをした者若しくは申立てをなされた者又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者にあっては、当該手続開始の決定の後に「会社更生法に基づく更生手続き開始の決定を受けた者の建設工事等入札参加資格の再審査等に関する要領」(平成14年6月17日付け14監第813号土木部長通知)により資格の再認定を受けた者であること。
- (4) 建設業法(昭和24年法律第100号。以下「建設業法」という。)第27条の23の規定に基づく有効な経営事項審査を受けている者であること。

### 2 入札参加手続等

- (1) 入札公告、福島県工事等競争入札心得(以下「入札心得」という。)、契約書(案)、福島県工事請負契約約款等のほか、総合評価方式適用工事においては総合評価方式様式関係記載留意事項、及び電子入札対象工事においては福島県電子入札運用基準(工事等)(以下「運用基準」という。)を熟知すること。
- (2) 設計図書等に対する質問について  
設計図書等に対する質問は、競争入札設計図書等に関する質問書(様式第2号)により直接持参、ファクシミリ又は電子メールのいずれかの方法で提出すること。  
なお、回答については、入札公告に記載されている回答予定日にホームページにおいて行うものとする。
- (3) 現場説明会は行わない。
- (4) 入札参加申請(電子入札対象工事の場合)  
電子入札対象工事の場合、入札に参加を希望する者は、入札公告に示す入札参加受付期限日までに電子入札システムより入札参加申請を行うとともに、総合評価方式適用工事の場合は下記(5)の総合評価方式に関する技術資料を3(1)イ(ア)に定めるところにより提出すること。
- (5) 技術提案の提出(総合評価方式適用工事の場合)  
総合評価方式適用工事の場合、入札に参加を希望する者は、次の総合評価方式に関する技術資料(以下「技術提案書」という。)を提出すること。  
ア 技術提案書(様式第1号) … 標準型、簡易型、特別簡易型、地域密着型、復旧型、復興型  
イ 企業の技術力(実績・経験等)(様式第6号) … 標準型、簡易型

## 工事 条件付一般競争入札

- ウ 配置予定技術者の技術力(実績・経験等)(様式第7号) … 標準型、簡易型
- エ 企業の地域社会に対する貢献度(様式第8号) … 標準型、簡易型
- オ 技術審査書(様式第9号その1～その2) … 標準型、簡易型
- カ ○○に関する技術提案(様式第10号) … 標準型
- キ 企業及び配置予定技術者の技術力、企業の貢献度(実績・経験等)(様式第11号)  
… 特別簡易型、地域密着型、復旧型、復興型

なお、技術資料の作成に当たっては、総合評価方式様式関係記載留意事項を熟読すること。

### (6) その他

- ア 提出書類の差替え又は再提出は認めない。
- イ 提出書類の作成、提出に要する費用は、申請者の負担とする。
- ウ 提出書類は、返却及び公表を行わず、他の用途には使用しない。

## 3 入札等

### (1) 入札書等の提出について

入札に参加する者は、入札書、見積内訳書及び総合評価方式適用工事の場合は技術提案書等(以下「入札書等」という。)を以下の方法により提出しなければならない。

#### ア 郵便入札の場合(電子入札対象工事でない場合)

- (ア) 入札書等の提出は、一般書留又は簡易書留のいずれかの方法により配達日指定郵便で行うこと。また、一度提出された入札書等の書換え、引換え又は撤回は認めない。
- (イ) 入札書等の提出は、外封筒と中封筒の二重封筒とする。
- (ウ) 中封筒には、入札書のほか下表に示す書類を入れ、封かんの上、封筒の表に会社名、工事名、工事番号、工事箇所名及び開札日を記載すること。

	価格競争の場合 (総合評価方式適用工事でない場合)	総合評価方式適用工事の場合	
		低入札価格調査制度 適用工事の場合	施工体制事前提出方式適用工事の場合
中封筒 に入れ る書類	入札書	入札書	入札書
	見積内訳書	見積内訳書	見積内訳書
		見積内訳総括表 (低入札価格調査事務 処理要綱様式第6号)	工事費内訳書 (福島県施工体制事前提出 方式試行要領様式1号)
			下請工種内訳書 (福島県施工体制事前提出 方式試行要領様式2号)
			工事費内訳書 (様式1号)を記録したC D-R(追記型コンパクトディスク。以下同じ。)。 CD-Rには工事番号及び 会社名を記載すること。

## 工事 条件付一般競争入札

- (エ) 外封筒には、入札書等(上記(ウ)に示す書類)を同封した中封筒と総合評価方式適用工事の場合は技術提案書(上記2(5)に示す書類)を入れ、外封筒の表に、会社名、工事名、工事番号、工事箇所名、開札日、担当者及び担当者連絡先(電話番号・ファクシミリの番号)、入札書等在中の旨を記載すること。
- (オ) 公告に示す郵便局差出期限日は、内国郵便約款上、実際に郵便局に差し出すことが可能な日と異なる場合があるため、事前に、県が指定した配達日指定期日に配達日を指定できるか、差出しをしようとする郵便局に必ず確認すること。

### イ 電子入札対象工事の場合

(ア) 総合評価方式適用工事(簡易型、特別簡易型、地域密着型、復旧型、復興型)の場合、技術提案書(上記2(5)に示す書類)の提出は、入札参加申請時に運用基準第11の規定に基づき、電子入札システムにより行うこと。

総合評価方式適用工事(標準型)の場合は、電子入札システムでの技術提案書の提出時期は、上記2(5)のうちア～エは入札参加申請時、オ～カは競争参加資格確認の翌日までとなる。

ただし、紙による参加を承諾された者にあっては、公告に示す期日までに持参、郵便又は電子メールによる方法で提出するものとする。

また、一度提出された技術提案書の書換え、引換え又は撤回は認めない。

(イ) 入札書のほか下表に示す書類の提出は、入札書の提出時に運用基準第13の規定に基づき、電子入札システムにより行うこと。

ただし、紙による参加を承諾された者にあっては、公告に示す開札日時までに開札場所に持参する方法で提出するものとする。

また、一度提出された入札書等の書換え、引換え又は撤回は認めない。

	価格競争の場合 (総合評価方式適用工事でない場合)	総合評価方式適用工事の場合	
		低入札価格調査制度 適用工事の場合	施工体制事前提出方 式適用工事の場合
入札書の 提出時に 提出する 書類	入札書	入札書	入札書
	見積内訳書	見積内訳書	見積内訳書
		見積内訳総括表 (低入札価格調査事務 処理要綱様式第6号)	工事費内訳書 (福島県施工体制事前 提出方式試行要領様 式1号)
			下請工種内訳書 (福島県施工体制事前 提出方式試行要領様 式2号)

### (ウ) 技術提案書又は入札書等の提出の確認について

技術提案書又は入札書等の提出は、それぞれの受付締切日時までに完了するよう余裕をもって行うとともに、正常に提出されたかどうかについて、技術提案書にあっては「競争参加資格確認通知書」を、入札書等にあっては「入札書受付票」が送信され

## 工事 条件付一般競争入札

ているか電子入札システムにより確認すること。

(エ) 電子入札システムにより技術提案書又は入札書等を提出することができない場合

紙入札により電子入札対象案件に参加しようとする者(運用基準第9の規定に該当する者に限る。)は、入札執行権者に紙入札方式参加承諾願(運用基準別記第1号様式)を公告に示す提出期日までに提出するものとする。

なお、技術提案書(入札参加申請における添付ファイル)の提出についても、上記と同様の手続きを行うこと。

また、手続きの詳細については、運用基準を確認すること。

※ 電子入札対象工事で総合評価方式適用工事の場合の具体的な運用については、別紙「電子入札システムによる総合評価方式の入札について(工事)」を熟読すること。

### (2) 質問回答の確認について

入札公告が掲載されているホームページにて、「質問の有無」及び「質問・回答書の内容」を確認してから、入札書等の提出を行うこと。

## 4 総合評価に関する事項(総合評価方式適用工事の場合)

総合評価方式適用工事における総合評価の方法等については、以下のとおりとする。

### (1) 落札者の決定方法

ア 入札参加者は、価格及び技術提案をもって入札をし、次の各要件に該当する者のうち、下記(2)総合評価の方法によって得られた数値(以下「評価値」という。)の最も高い者を落札者とする。

(ア) 入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。

(イ) 評価値が、標準点(100点)を予定価格で除した数値を下回らないこと。

(ウ) 標準型の場合、技術提案が最低限の要求要件(発注提示案)をすべて満たしていること。

イ 上記において、評価値が同じ場合には、くじにより落札候補者の順位を決める。

### (2) 総合評価の方法

技術提案の内容を、入札公告に併せて提示する総合評価点評価基準に記載した各評価項目について、当該評価基準に基づき評価の上、加点し、合計点を入札参加者の加算点とする。

入札価格及び技術提案に係る総合評価は、加算点と標準点(100点)の合計を当該入札参加者の入札価格から算出した評価値算出価格で除して得た数値(評価値)をもって行う。

### (3) 評価値算出価格

評価値算出価格の設定方法は、以下のとおりとする。

ア 予定価格算出の基礎となった積算をもとに評価基準価格を設定する。

イ 評価基準価格以上の価格を入札した参加業者の評価値算出価格は、入札価格とする。

ウ 評価基準価格を下回る価格を入札した参加業者の評価値算出価格は、評価基準価格とする。

### (4) 技術提案について

技術提案の内容に基づく落札後の変更契約は行わないので、入札額の範囲内で実施可能な提案内容とすること。

## 工事 条件付一般競争入札

### (5) 技術資料に基づく施工

実際の施工に際しては、技術提案の内容に基づき、施工計画書を作成し、施工するものとする。受注者の責めにより技術提案に基づく履行ができなかった場合は、契約金額の減額、損害賠償、入札参加資格制限、工事成績評点の減点などの措置を行う場合がある。

## 5 低入札価格調査制度に関する事項(低入札価格調査制度適用工事の場合)

低入札価格調査制度における失格基準及び調査内容等については以下のとおりとする。

### (1) 失格基準について

落札候補者の入札金額が調査基準価格(非公表)を下回り、当該落札候補者から提出された見積内訳総括表(低入札価格調査事務処理要領様式第6号)が下記に示す失格基準のいずれかに該当する場合は失格とする。

一般競争入札(地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年11月1日政令第372号)の適用を受けるものに限る。)に対する工事については、ア～ウの失格基準を適用する。

#### ア 直接工事費に対する失格基準

- ・入札額(税込)が5千万円以下の場合

直接工事費 < 設計額における直接工事費相当額×0.95 (千円未満切り捨て)

- ・入札額(税込)が5千万円超の場合

直接工事費 < 設計額における直接工事費相当額×0.9 (千円未満切り捨て)

#### イ 共通仮設費に対する失格基準

共通仮設費 < 設計額における共通仮設費相当額×0.9 (千円未満切り捨て)

#### ウ 現場管理費に対する失格基準

- ・入札額(税込)が5千万円以下の場合

現場管理費 < 設計額における現場管理費相当額×0.90 (千円未満切り捨て)

- ・入札額(税込)が5千万円超から5億円以下の場合

現場管理費 < 設計額における現場管理費相当額×0.85 (千円未満切り捨て)

- ・入札額(税込)が5億円超の場合

現場管理費 < 設計額における現場管理費相当額×0.8 (千円未満切り捨て)

#### エ 一般管理費に対する失格基準

一般管理費 < 設計額における一般管理費相当額×0.5 (千円未満切り捨て)

### (2) 低入札価格調査について

落札候補者の入札金額が調査基準価格(非公表)を下回り、当該落札候補者から提出された見積内訳総括表(低入札価格調査事務処理要領様式第6号)が失格基準に該当しない場合は、調査のための書類等の提出を求め、以下に示す内容により調査を行い、当該契約の内容に適合した履行がなされるかどうかを確認する。

## 工事 条件付一般競争入札

調査の対象となった落札候補者は、調査に協力しなければならない。

なお、当該落札候補者は、提出を求められた調査のための書類等を、指定された期日までに提出しなければならない。

調査の結果、当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる場合は、当該落札候補者を失格とする。

- ア その価格により入札した理由
- イ 諸経費の詳細内訳(共通仮設費、現場管理費、一般管理費)
- ウ 契約対象工事の施工地付近における手持ち工事の状況
- エ 契約対象工事に関する手持ち工事の状況
- オ 契約対象工事の施工地と入札者の事業所、資機材保管場所等との関連(地理的条件)
- カ 手持ち資材の状況
- キ 資材の購入先及び購入先と入札者との関係
- ク 手持ち機械・設備の状況
- ケ 労務者の確保や配置の内容
- コ 過去に施工した公共工事名
- サ 公共工事の施工成績
- シ 経営状況及び信用状況(不渡りの有無、建設業法違反等の有無、賃金不払いの有無、下請代金の支払遅延事実の有無についての申告と、納税証明書、財務諸表、直前3年の各営業年度における工事施工金額の報告)
- ス その他必要な事項

### 6 施工体制事前提出方式に関する事項(施工体制事前提出方式適用工事の場合)

施工体制事前提出方式における調査内容及び失格基準等については、以下のとおりとする。

なお、施工体制事前提出方式は、落札候補者決定時における施工体制等事前調査及び契約締結後における施工体制確認調査により行うものとし、詳細については、福島県ホームページの入札等制度改革のページを参照すること。

(入札等制度改革のページ：<http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/01115c/nyusatsu-2.html>)

#### (1) 施工体制等事前調査

##### ア 調査内容

施工体制等事前調査は、落札候補者から提出された工事費内訳書(様式1号)及び下請工種内訳書(様式2号)等により、入札価格が適正に見積もられているかどうかについて失格基準により判断する。

##### イ 失格基準について

落札候補者の入札金額が調査基準価格(非公表)以上であった場合、下記に示す失格基準①、②及び③のいずれかに該当する場合は失格とし、調査基準価格(非公表)を下回った場合、下記に示す失格基準①、②、④及び⑤のいずれかに該当する場合は失格とする。ただし、失格基準⑤に該当する場合は、下記ウの調査を行い、合理的な根拠があると認められた場合は失格としない。

なお、建築工事及び建築設備工事については、下記(ウ)失格基準③及び④を適用しない。

## 工事 条件付一般競争入札

### (ア) 現場管理費に対する失格基準

#### 失格基準①

落札候補者の現場管理費相当額 < 設計額における現場管理費相当額  
 $\times (0.55 + \text{下請純工事費} / \text{全純工事費} \times 0.45)$   
(千円未満切り捨て)

### (イ) 一般管理費に対する失格基準

#### 失格基準②

落札候補者の一般管理費相当額 < 設計額における一般管理費相当額  $\times 0.5$   
(千円未満切り捨て)

### (ウ) 元請下請適正化に関する基準

#### 失格基準③

落札候補者の直接工事費における想定下請応札率 < 調査基準価格／予定価格

#### 失格基準④

落札候補者の直接工事費における想定下請応札率 < 応札率

なお、「直接工事費における想定下請応札率」は、直接工事費に計上された下請金額の合計額と、工種毎の設計額に対応した応札金額との割合から、次式により算出するものとする。

直接工事費における想定下請応札率

= 下請金額の総額／想定下請設計額の総額

= 下請金額の総額／ $\Sigma$  (各工種の下請金額／当該工種における工種別応札率)

下請金額の総額 : 直接工事費に計上された下請金額の総額

想定下請設計額 : 各工種の想定下請設計額の総額

各工種の想定下請設計額 : 各工種の下請金額を当該工種における工種別応札率で除した額

工種別応札率 : 直接工事費内の工種毎の設計額に対する、当該工種毎の設計額に対応した応札額との割合

応札率 : 入札金額を予定価格で除した率

### (エ) 純工事費に対する失格基準

#### 失格基準⑤

・落札候補者の工種毎の直接工事費相当額 <

設計額における工種毎における直接工事費相当額  $\times 0.85$   
(千円未満切り捨て)

ただし、工種毎の直接工事費相当額について、設計額において減額計上されるものの(有価物の売却金額等)については適用しない。

・落札候補者の共通仮設費相当額 < 設計額における共通仮設費相当額  $\times 0.85$

(千円未満切り捨て)

## 工事 条件付一般競争入札

### ウ 失格基準⑤に該当した場合の調査について

失格基準⑤に該当する場合は、調査のための書類等の提出を求め、その金額の根拠等について聴き取り調査等を行う。

調査の対象となった落札候補者は、調査に協力しなければならない。

なお、当該落札候補者は、提出を求められた調査のための書類等を、指定された期日までに提出しなければならない。

調査の結果、合理的な根拠がない場合は、当該落札候補者を失格とする。

### (2) 施工体制確認調査

#### ア 調査内容

施工体制確認調査は、契約締結後、入札時に提出された工事費内訳書(様式1号)及び下請工種内訳書(様式2号)等を基に、契約締結後に提出される施工体制台帳の写し、下請契約書の写し及び下請負報告書等により、適切に下請契約がなされているかの確認を行う。

#### イ 確認調査基準

- (ア) 下請負人の確認
- (イ) 下請金額の確認
- (ウ) 下請工事内容の確認
- (エ) 下請金額総額の確認
- (オ) 下請負報告書等の確認

上記の(ア)～(オ)の確認調査基準については、福島県施工体制事前提出方式試行要領施工体制確認調査基準によるものとし、調査基準を満たさない場合には、入札参加制限又は工事成績表定点の減点の対象となる場合がある。

### (3) 施工体制事前提出方式における様式等

施工体制事前提出方式関連様式等は以下のとおり。

名称	掲載場所
工事費内訳書(様式1号)	公告のホームページと同じ
工事費内訳変更書(様式1-1号)	
下請工種内訳書(様式2号)	
下請工種内訳変更書(様式2-1号)	
下請負人・下請金額の変更に関する理由書(様式3号)	各発注機関のホームページ又は福島県ホームページの入札等制度改革のページ
直接工事費等低価格理由書(様式4号)	
福島県施工体制事前提出方式試行要領	
福島県施工体制事前提出方式試行要領 施工体制事前調査失格基準	
福島県施工体制事前提出方式試行要領 施工体制確認調査基準	福島県ホームページの入札等制度改革のページ
施工体制事前提出方式事務フロー	
施工体制事前提出方式失格基準概要図	

## 工事 条件付一般競争入札

### 7 調査基準価格を下回り落札者となった場合の契約の条件(総合評価方式適用工事(低入札価格調査制度又は施工体制事前提出方式を適用する工事)の場合)

落札候補者の入札金額が調査基準価格(非公表)を下回り落札者となった場合は、以下の内容を契約の条件とする。ただし、落札候補者は、当該契約条件では施工できないと判断する場合には、落札者決定前に辞退することができる。

- (1) 当該工事における契約保証金は、福島県工事請負契約約款(以下「約款」という。)第4条第2項の規定にかかわらず、請負代金額の10分の3以上とする。
- (2) 当該工事における前払金については、約款第34条第1項の規定にかかわらず、請負代金額の10分の2以内の額とする。
- (3) 当該工事における監理技術者又は主任技術者については、同等以上の要件(監理技術者又は主任技術者となるための要件)を満たす者2名を配置するものとする。当該工事が建設業法第26条第3項の規定に基づき、主任技術者又は監理技術者の専任を要する工事である場合は、2名とも専任を要し、追加で配置する技術者については他の工事との兼務は認めない。(建設業法施行令第27条第2項の適用は認めない。)
- (4) 落札者が共同企業体(経常又は特定)の場合、上記(3)の規定は代表構成員にのみ適用する。

### 8 開札等に関する事項

#### (1) 落札候補者の公表について

価格競争の場合(総合評価方式適用工事でない場合)、予定価格の制限の範囲内で最低価格で入札した者(最低制限価格を下回る入札をした者を除く。)から2番目までの者を落札候補者とし、公表する。

総合評価方式適用工事の場合、予定価格の制限の範囲内で評価値の高い者から2番目までの者を落札候補者とし、公表する。

ただし、開札時に落札候補者となった者がすべて入札参加資格を有しなかったときは、順次、次の順位の者が落札候補者となる。

#### (2) 入札金額が調査基準価格(非公表)を下回った入札者(以下「低価格入札者」という。)の公表について

総合評価方式適用工事(低入札価格調査制度又は施工体制事前提出方式を適用する工事)の場合、すべての低価格入札者名を公表する。

#### (3) 入札結果の公表及び方法について

ア 入札結果の公表は、契約日から1週間以内に行う。

イ 公表は、県政情報センター、地方振興局内県政情報コーナー及び福島県ホームページにおいて行う。

### 9 入札参加資格要件等の審査に関する事項

#### (1) 落札候補者に対する通知

落札候補者が決定した場合は、開札後速やかに第1順位の落札候補者に電話等確実な方法により通知する。

#### (2) 落札候補者の入札参加資格要件等の審査

落札候補者は、入札参加資格確認に必要な書類の提出を求められた場合は、通知のあった日

## 工事 条件付一般競争入札

から起算して3日以内に条件付一般競争入札参加資格確認書類送付書(様式第5号)に当該書類を添えて提出しなければならない。

また、総合評価方式適用工事の場合は、上記に加え、落札候補者は、通知のあった日から起算して3日以内に、技術提案書の内容の確認に必要な書類(総合評価方式様式関係記載留意事項に記載された書類等)を提出しなければならない。

### (3) 入札参加不適格の通知

落札候補者が入札参加資格を有していないことを確認した場合は、当該落札候補者に理由を付して条件付一般競争入札参加資格不適格通知書(様式第6号)により通知する。

### (4) 入札参加不適格理由の請求

ア 入札参加資格のない旨の通知を受けた者は、その理由について説明を求めることができる。  
イ アにより説明を求める場合には、通知を受けた日から起算して3日以内に書面により提出しなければならない。

ウ イにより書面が提出されたときは、受理した日から起算して6日以内に書面により回答するものとする。

### (5) 落札者の決定

落札候補者が入札参加資格を有すると確認され、当該落札候補者を落札者とすべきと決定されたときは、速やかに電話等確実な方法により通知する。なお、電子入札対象工事の場合は、落札者が紙による参加を承諾された者である場合を除き、電子入札システムを使用し通知する。

ただし、総合評価方式適用工事の場合、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約内容に適合した履行がされないと認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すことになるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、評価値の最も高い者を落札者とすることがある。

## 10 入札保証金及び契約保証金

### (1) 入札保証金

福島県財務規則第249条第1項第4号の規定に基づき入札保証金は免除する。

### (2) 契約保証金

落札者は契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

ただし、総合評価方式適用工事の場合、落札金額が調査基準価格(非公表)を下回った場合には、7(1)に定めるところによる。

なお、契約保証金の納付は、約款第4条の規定による担保の提供をもって代え、又は保証を付したときは免除する。

また、請負代金額が500万円に達しないときは、契約保証金の納付を免除する。

ただし、契約締結後において、請負代金額の変更により変更後の請負代金額が500万円以上となるときは、この限りではなく、総合評価方式適用工事の場合で落札金額が調査基準価格(非公表)を下回った場合には、請負代金額が500万円に達しないときであっても、契約保証金の納付の免除は行わない。

おって、落札者は別紙「契約の保証について」により契約の保証を付すこととする。

# 工事 条件付一般競争入札

## 1.1 入札の無効

1の入札に参加する者に必要な資格のない者がした入札及び入札心得において示す入札に関する条件等に違反した入札は無効とする。

## 1.2 契約の方法等

### (1) 契約の確定

契約は、地方自治法第234条第5項の規定により甲及び乙が記名押印したときに確定する。

(2) 契約書は、「福島県財務規則の施行について」による工事請負契約書によるものとし、建設工事に係る資材の再資源化に関する法律（平成12年法律第104条）第9条第1項に規定する対象建設工事の場合は、特記事項を挿入する。また、特約条項として各条項を挿入する。

(3) 建設業者は、建設業退職金共済組合に加入すること。

(4) 工事の一部を下請負に付する場合は、福島県元請・下請関係適正化指導要綱を順守すること。

## 1.3 その他

### (1) 入札の方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 書類は原則としてA4判とすること。

(3) 提出書類に虚偽の記載をした場合においては、工事等の請負契約に係る入札参加資格制限を行なうことがある。

### (4) 経営事項審査について

建設業法第27条の23及び建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条の2の規定により、契約に当たっては、有効な経営事項審査が必要であるので、経営事項審査の有效期限の確認のため、入札後、契約前に発注者に提出を求められた場合には、経営事項審査の「総合評定値通知書」の写しを提出すること。（契約金額が500万円（建築工事にあっては1,500万円）以上のものに限る。）

### (5) 配置予定の技術者について

#### ア 複数の工事に同一の技術者を配置技術者として応札する場合

同一の技術者を重複して複数工事の配置予定技術者とし応札する場合において、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができなくなったときは、速やかに入札書を無効とする申出書等を提出しなければならない。

#### イ 他の建設工事の配置技術者を当該工事の配置技術者として応札する場合

建設業法第26条第3項の規定に基づき、配置技術者の専任を要する工事である場合、開札時点において、他の建設工事の配置技術者となっている場合でも、その工事の専任を要する期間が当該工事の専任を要する期間と重複していなければ配置予定技術者とができる。ただし、工期延長等により配置予定の技術者を配置することができなくなったときは、速やかに入札書を無効とする申出書等を提出しなければならない。

## 工事 条件付一般競争入札

ウ 総合評価方式適用工事の場合、配置予定技術者の変更は工場製作を含む工事を除き原則として認めない。配置予定の技術者を配置することができなくなったときは、速やかに入札書を無効とする申出書を提出しなければならない。ただし、変更しようとする技術者が、技術提案書に記載した技術者以上の総合評価加算点を獲得できる技術者の場合には、変更を認める。

### エ 配置技術者の兼務

建設業法施行令第27条第2項の規定が適用される、工事の対象となる工作物に一体性又は連続性が認められる工事又は施工に当たり相互に調整を要する工事で、工事現場の相互の間隔が10km程度以内の近接した場所において施工されるものについて、専任の主任技術者による兼務を認める。

### オ 配置技術者の専任期間

建設業法第26条第3項の規定に基づき、配置技術者の専任をする工事である場合、配置技術者を専任で配置すべき期間は契約工期が基本になるが、次の期間については工事現場(工場製作は除く。)への専任は要さない。

- ・ 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間
- ・ 工事用地の確保が未了、自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により、工事を全面的に一時中止している期間
- ・ 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間(ただし、工場には専任で配置すること。)
- ・ 現場施工が終了し、完成届を提出した後の期間

### カ 配置予定技術者に関する入札の条件に違反した場合

他の工事を落札したこと等により配置予定の技術者を配置することができないにもかかわらず落札候補者を辞退せずに落札者を決定した場合には、契約を締結しないことや、契約の解除及び要綱に基づく入札参加資格制限を行うことがある。

### キ 直接的かつ恒常的な雇用関係

配置予定技術者は、入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあることが必要であり、当該技術者が専任である必要がある場合(請負金額が建築工事にあっては7,000万円以上。それ以外は3,500万円以上。)には、さらに開札日以前に3か月以上の雇用関係にあることが必要である。

### (6) 再度入札について

初回入札によって落札候補者が決定されなかったときは、初回の入札参加者を対象とする再度入札を行う場合がある。この場合の入札には、失格又は無効(ただし、入札心得第6条第1項第2号から第6号までの規定に基づく無効を除く。)の入札をした者は、再度入札に参加できないものとする。再度入札を執行しても落札候補者がないときは、地方自治法施行令(昭和22年政令16号。以下「施行令」という。)第167条の2第1項第8号の規定により随意契約とする場合がある。

なお、再度入札における入札書の提出期日等は、再度入札の実施決定後に別途通知する。電子入札対象工事の場合は、電子入札システムから再入札通知書を送信することにより通知する。また、これらの規定は、予定価格を事前に公表している場合は適用しないものとする。

## 工事 条件付一般競争入札

### (7) 被災者等の雇用について

本工事の実施に当たっては、東日本大震災による被災者等の優先的な雇用に努めること。

### (8) 工事完成後の実地調査について

下請保護の観点から、落札率の低い工事や下請契約の適切性が懸念される工事についての下請状況を確認するため、下請代金支払い後に元請、下請業者に対して個別に実地調査を行う場合がある。調査の対象となった場合は、調査に協力しなければならない。

なお、調査の結果、建設業法又は福島県元請・下請関係適正化指導要綱に違反する事実が確認された場合、県は違反した者及びその者を指導する立場にある者(県から直接工事を請け負った元請や違反した者の元請)に対して指導を行う。

これに対して適切な対応がなされない場合には、入札参加資格制限、工事成績の減点などの措置を行う場合がある。

### (9) 積算内容に対する疑義申し立てについて

この入札に参加した者で、積算内容等に疑義がある場合は「工事等の積算内容等に対する疑義申し立てに関する試行要領」(平成30年3月20日付け29財第2751号総務部長依命通達)により、契約の締結前に疑義の申し立てができる。

### (10) スライド条項に基づく請負代金額の変更

#### ア 全体スライド条項に基づく請負代金額の変更

約款第25条第1項でいう請負代金額の変更は、残工事の工期が2箇月以上あり、かつ発注者又は受注者の請求があったときに行うこととする。スライドの対象となる残工事(受注者の責により遅延していると認められる残工事量は含まない。)は、約款第25条第1項の請求があった日から起算して14日以内に監督員が確認する。

#### イ 単品スライド条項に基づく請負代金額の変更

約款第25条第5項でいう請負代金額の変更は、残工事の工期が2箇月以上あり(ただし、防護柵設置工事等工期が2箇月未満の工事についてはこの限りではない。)、かつ発注者又は受注者の請求があったときに行うこととする。

また、発注者又は受注者は、当該条項に該当することを示す根拠資料を添えて請求を行わなければならない。

#### ウ インフレ条項に基づく請負代金額の変更

約款第25条第6項でいう請負代金額の変更は、基準日から残工期が2箇月以上あり、かつ発注者又は受注者の請求があったときに行うこととする。

また、発注者又は受注者は、当該条項に該当することを示す根拠資料を添えて請求を行わなければならない。

### (11) 不可抗力による損害の負担

約款第29条第3項に定める損害額の負担を求めるときは、善管処理を裏付ける資料を添付すること。また、同条4項の請負代金額とは、損害額を負担する時点の請負代金額とし、1回の損害額が当初の請負代金額の100分の1に満たないものは損害額に含めないものとする。

### (12) 建設労働者の休養

日曜、祝日、休日は労働者を休養させるよう配慮すること。

## 工事 条件付一般競争入札

## 福島県工事等競争入札心得

### 第1章 共通項目

#### (目的)

第1条 福島県が発注する工事若しくは製造の請負契約又は測量、工事の設計若しくは工事に関する調査の委託契約に係る競争入札による入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は、法令、入札公告若しくは指名通知書、入札説明書並びに契約の方法及び入札の条件に定めるもののほか、この心得の定めるところにより入札しなければならない。

2 前項の規定は、次の各号に掲げる競争入札ごとに定めるものとする。

- (1) 条件付一般競争入札である場合には、入札参加者は、第1条から第18条までの規定により入札しなければならない。
- (2) 指名競争入札である場合には、入札参加者は、第1条から第9条まで及び第19条から第24条までの規定により入札しなければならない。
- (3) 電子入札である場合には、入札参加者は、前2号いずれかの規定（第6条第1項第2号から第7号まで、第11条第2項から第4項まで、第12条第2項から第4項まで、第17条第1項第1号から第12号まで、第20条第2項から第7項まで、第21条第1項から第2項まで、第23条第1項第2号から第5号まで及び第24条を除く。）のほか、第25条から第28条までの規定により入札しなければならない。

#### (公正な入札の確保)

第2条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）その他法令の規定に抵触する行為を行ってはならない。

#### (開札)

第3条 開札は、入札公告又は指名通知書に示す日時及び場所において行うものとする。

2 開札は、公開とする。

#### (落札者の決定)

第4条 入札を行った者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した入札参加資格を有する者を落札者とする。

2 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の10第1項の規定を適用する必要があると認めるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした者のうち最低の価格をもって申込みをした者以外の者を落札者とする場合がある。この場合、契約内容に適合した履行に関する調査（以下「低入札価格調査」という。）を実施し判断するものとする。

3 施行令第167条の10第2項の規定を適用する必要があると認めるときは、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

4 施行令第167条の10の2第1項の規定を適用する必要があると認めるとき（以下「総合評価方式」という。）は、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした者のうち価格その他の条件が最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の申込みに係る価格によっては、施行令第167条の

10の2第2項の規定に基づきその者以外の者を落札者とする場合がある。この場合、低入札価格調査を実施し判断するものとする。

(見積内訳書及び見積内訳総括表の提出)

第5条 入札参加者は、工事の請負契約に係る入札の場合又は入札事務を所掌する課長又は公所長（以下「入札執行者」という。）が求めた場合は、入札書に加えて、適正に積算され、入札書に記載された入札金額に対応した見積内訳書及び見積内訳総括表（低価格入札価格調査事務処理要領様式第6号）（以下「入札書等」という。）を提出しなければならない。

(入札書の無効等)

第6条 次の各号のいずれかに該当する入札書は、無効とする。

- (1) 入札参加資格のない者が入札した入札書
- (2) 鉛筆書きによる入札書
- (3) 金額の記入がない、金額を訂正した又は金額が判読できない入札書
- (4) あて先、商号又は名称、押印のいずれかがない入札書
- (5) 日付がない又は公告日若しくは通知日から開札日までの期間内の日付となっていない入札書
- (6) 工事（委託業務）名、工事（委託業務）番号、工事（委託業務）箇所のいずれかが記載されていない入札書
- (7) 工事（委託業務）名、工事（委託業務）番号、工事（委託業務）箇所のいずれかが入札公告又は指名通知書と一致しない入札書（軽微な誤字、脱字等であって意思表示が明確であるものを除く。）
- (8) 入札執行者が求めた入札書等の全部または一部を提出しない者が入札した入札書（入札書等のうち、見積内訳総括表については、低入札価格調査に該当し、かつその際に提出の指示をされても従わなかった場合のみ。）
- (9) 入札書等の工事価格が一致しない入札書
- (10) 入札書等が入札金額の根拠資料として不適切な場合の入札書
- (11) 福島県入札制度等監視委員会において談合の事実が確認された場合の入札書

2 入札制度等監視委員会において談合の事実が確認されなかった場合であっても、談合の疑いが払拭できないとされた場合は、その入札書を無効とする。

3 次の各号のいずれかに該当する入札書は、失格とする。

- (1) 最低制限価格が設定されている場合において、入札金額が最低制限価格を下回る入札書
- (2) 低入札価格調査制度（施工体制事前提出方式を含む。）が適用されている場合において、低入札価格調査の結果、契約の内容に適合した履行がされないと判断された者の入札書  
(契約保証金)

第7条 契約保証金の納付等については、別に定めるところによる。

(契約書等の提出)

第8条 契約書を作成する場合においては、落札者は、知事又は当該契約事務について委任を受けた公所長（以下「契約権者」という。）が指示する契約書案に住所・氏名

その他必要な事項を記載し、これに記名押印し、関係書類を添えて落札決定の日から起算して 10 日以内に、これを契約権者に提出しなければならない。ただし、契約権者の書面による承諾を得て、この期間を延長することができる。

- 2 落札者が、前項に規定する期間内に契約書案を提出しないときは、落札は、その効力を失う。
- 3 契約書の作成を要しない場合においては、落札者は落札決定後速やかに契約権者が指示する請書を提出しなければならない。ただし、契約権者がその必要がないと認めて指示したときは、この限りでない。

(質問及び異議の申立て)

第 9 条 入札参加者は、この心得に疑義がある場合は、その疑義について入札前において質問することができる。

- 2 入札書等の提出後、第 11 条第 1 項、第 20 条第 1 項及び第 25 条第 1 項に規定する事項並びにこの心得についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

## 第 2 章 条件付一般競争入札

### (条件付一般競争入札の入札保証金)

第 10 条 入札保証金の納付は免除する。

(条件付一般競争入札の入札)

第 11 条 入札参加者は、入札公告、福島県工事請負契約約款（測量、工事の設計若しくは工事に関する調査（以下「測量等委託業務」という。）にあっては契約書案）、設計図書（仕様書を含む。）、金抜き設計書、現場等を熟知し、また暴力団排除に関する誓約事項（別添）を承諾のうえ入札しなければならない。

- 2 入札参加者は、入札書等を一般書留又は簡易書留のいずれかの方法により、かつ、入札公告で示した提出期日を指定した配達日指定郵便で郵送しなければならない。ただし、電子入札の場合は、第 25 条に定める方法によるものとする。
- 3 郵便による入札にあたって、入札参加者は、入札書等を次の方法で郵送しなければならない。
  - (1) 外封筒及び中封筒の二重封筒とすること。
  - (2) 入札書等を中封筒に入れ、封かんの上、中封筒の表面に入札参加者の商号又は名称、工事（委託業務）名、工事（委託業務）番号、工事（委託業務）箇所及び開札日を記載すること。
  - (3) 外封筒には、入札書等を封入した中封筒、総合評価方式の場合は技術提案書（福島県総合評価方式実施要領様式第 1 号及び第 6 号から第 11 号まで又は福島県測量等委託業務総合評価方式試行要領様式第 1 号及び第 6 号から第 9 号まで。以下同じ。）を入れ、外封筒の表面に入札参加者の商号又は名称、工事（委託業務）名、工事（委託業務）番号、工事（委託業務）箇所、開札日、担当者、担当者連絡先（電話番号及びファクシミリ番号）及び入札書等在中の旨を記載すること。
- 4 入札参加者は、一度郵送した入札書等の書換え、引換え又は撤回をすることはできない。

#### (条件付一般競争入札の開札)

第12条 開札には、当該入札事務に関係のない職員を立ち会わせるものとする。

2 同じ価格をもって入札した者が2人以上あるときは、別に定める「入札におけるくじ」の方法によりくじを行い、順位を決定するものとする

3 開札したときは、直ちに入札書及び中封筒の記載事項を確認し、無効又は失格の入札を行った者があった場合には、当該入札者名及び当該理由を読み上げるものとする。

4 前項の確認を行った後、無効及び失格の入札を除き最低価格の入札をした者（総合評価方式による入札にあっては、評価値が最も高い者）から第2順位までの入札者（以下「落札候補者」という。）を落札候補者として入札金額及び入札者名を読み上げるものとする。

#### (入札を無効とする申出)

第13条 入札参加者は、入札書等を提出した日から落札候補者の通知を受けた日までの間に、予定していた技術者が配置できない事由が発生した場合には、提出した入札書等を無効とする申出をすることができる。

2 前項の申出をせずに契約を辞退した場合には、入札参加資格制限の措置を受けることがある。

#### (落札決定の保留)

第14条 落札候補者を決定したときは、落札決定を保留し、落札候補者のうち第1順位の者から順に入札参加資格の確認を行った上、落札者を決定する。

#### (第1順位の落札候補者に対する通知)

第15条 第1順位の落札候補者が開札に立ち会わないときは、開札後速やかに当該落札候補者に電話等確実な方法により通知するものとする。

#### (入札参加資格確認書類の提出)

第16条 入札参加資格確認書類の提出の指示を受けた落札候補者は、指示を受けた日から起算して3日以内（福島県の休日を定める条例（平成元年福島県条例第7号）第1条第1項に規定する県の休日を除く。）に提出しなければならない。

2 落札候補者が前項に規定する期間内に入札参加資格確認書類を提出しないとき又は入札執行権者が入札参加資格確認のために行う指示に従わないときは、当該入札は入札参加資格のない者のした入札とみなし、無効とする。

#### (条件付一般競争入札の入札書の無効)

第17条 第6条に掲げるもののほか次の各号のいずれかに該当する入札書は、無効とする。

ただし、(1)～(10)の各号については、電子入札によるものは、この限りではない。

(1) 第11条第2項に規定する方法以外の方法により提出された入札書

(2) 入札公告に示す指定日以外の日に到着した入札書（郵便事故によって指定日以外に到着したものであって開札に間に合うものを除く。）

(3) 入札公告で示した提出先以外に到着した入札書（郵便事故によって提出先以外に到着したものであって開札に間に合うものを除く。）

(4) 外封筒及び中封筒に商号又は名称が記載されていないなど開札前に入札参加者が特定できない入札書

- (5) 中封筒、入札書等の表記が誤字、脱字、未記載等により対象案件が特定できない入札書
- (6) 同一の入札参加者が2通以上提出した入札書
- (7) 中封筒に入っていない入札書
- (8) 総合評価方式の場合において、技術提案書が入札書と一緒に中封筒に入っている場合の入札書
- (9) 総合評価方式の場合において、技術提案書が入札書の入っている中封筒と一緒に外封筒に同封されていない場合の入札書
- (10) 施工体制事前提出方式が適用されている場合において、工事費内訳書及び下請工種内訳書（福島県施工体制事前提出方式試行要領様式1号及び様式2号）が入札書と一緒に中封筒に同封されていない場合の入札書（工事の一部を他人に請け負わせる予定がない場合は、様式2号を除く。）
- (11) 総合評価方式（工事の簡易型又は標準型に限る。）の場合において、技術審査書（様式第9号（その1）若しくは（その2））の何れかが未提出の場合又は「施工計画の適切性に対する評価」が不適とされた場合の入札書
- (12) 総合評価方式（工事の標準型に限る。）の場合において、技術提案（様式第10号）が採用されない場合の入札書
- (13) 施工体制事前提出方式が適用されている場合において、工事費内訳書（福島県施工体制事前提出方式試行要領様式1号）と見積内訳書の金額が一致しない場合の入札書
- (14) 提出期限内に入札参加資格確認書類及び総合評価方式の場合には技術提案書の内容の確認に必要な書類等を提出しない者の入札書
- (15) 虚偽の入札参加資格確認書類を提出した者の入札書
- (16) 上記(1)から(15)に掲げるもののほか、入札公告、入札説明書において示した入札条件に違反して入札した入札書  
(共同企業体に関する事項)

第18条 共同企業体が入札に参加する場合においては、代表者があらかじめ他の構成員から入札に関する一切の権限を委任された委任状を作成し、第16条に規定する入札参加資格確認書類の提出時に当該委任状を提出しなければならない。

### 第3章 指名競争入札

(指名競争入札の入札保証金)

第19条 入札保証金の納付等については、入札執行者の定めるところによる。  
(指名競争入札の入札)

第20条 入札参加者は、指名通知書、契約書案、設計図書（仕様書を含む。）、金抜き設計書、契約の方法及び入札の条件、現場等を熟知し、また暴力団排除に関する誓約事項（別添）を承諾のうえ入札しなければならない。

2 入札参加者は、所定の日時に所定の場所に本人が出席して入札書等を提出することを原則とし、郵便をもって入札書等を提出することはできない。ただし、電子入札の場合は、第25条に定める方法によるものとする。

- 3 入札参加者は、入札執行者が求めた場合は見積内訳書を提出しなければならない。
- 4 入札参加者は、代理人をして入札させるときは、その委任状を持参させ、入札執行者の確認を受けなければならない。
- 5 入札参加者又は入札参加者の代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることができない。
- 6 入札参加者は、次の各号のいずれかに該当する者を入札代理人にすることができない。
  - (1) 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
  - (2) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正な利益を得るために連合した者
  - (3) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
  - (4) 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
  - (5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
  - (6) 前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- 7 入札参加者又は入札参加者の代理人は、入札書等を一旦提出した後は開札の前後を問わず書換え、引換え又は撤回をすることができない。

(入札の辞退)

- 第21条 指名を受けた者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができます。
- 2 指名を受けた者は、入札を辞退するときは、その旨を、次の各号に掲げるところにより入札執行者に申し出るものとする。
    - (1) 入札執行前にあっては、入札執行者に入札辞退届を直接持参又は郵送（入札日の前日までに到達するものに限る。）する。
    - (2) 入札執行中にあっては、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を、入札執行者に直接提示する。
  - 3 入札参加者が、一旦、入札を辞退した場合は、これを撤回することはできない。
  - 4 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けることはない。

(入札の取りやめ等)

- 第22条 入札参加者が不穏の行動をなす等の場合において、入札を適正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず又は入札の執行を延期し若しくは取りやめがある。
- 2 入札参加者が1者の場合は入札の執行を取りやめる。  
(指名競争入札の入札書の無効等)
- 第23条 第6条に掲げるもののほか（第1項第8号、第9号及び第10号を除く。）次の各号のいずれかに該当する入札書は、無効とする。
- (1) 所定の入札保証金又は有価証券を納付又は提供しない者が提出した入札書
  - (2) 郵便により提出された入札書

- (3) 委任状を持参しない代理人が提出した入札書
- (4) 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理人をした者が提出した入札書
- (5) 同一人が同一事項に対して2通以上の入札をした場合において、その前後を判別することができない入札書又は後発の入札書
- (6) その他、指名通知書、契約の方法及び入札の条件等において示した条項に違反して入札した入札書

(くじによる落札者の決定)

第24条 同じ価格をもって入札した者が2人以上あるときは、別に定める「入札におけるくじ」の方法によりくじを行い、落札者を決定する。

第4章 電子入札  
(電子入札の入札等)

第25条 入札参加者は、福島県電子入札運用基準（以下「運用基準」という。）第13の規定により電子入札システム（以下「システム」という。）により入札書等を提出しなければならない。ただし、運用基準第9に規定する紙による参加を承諾された者にあっては、公告又は指名通知書に示す開札日時に入札書等を開札場所に持参する方法（以下「紙入札」という。）で提出しなければならない。

- 2 入札参加者は、入札書受付締切日時までに入札書等を提出するとともに、入札書等が正常に提出されたことを、システムの入札書受付票によって確認しなければならない。
- 3 入札参加者は、紙入札の場合で代理人（以下「代理人」という。）をして入札させるとときは、その委任状を持参させ、入札執行者の確認を受けなければならない。
- 4 入札参加者又は代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることができない。
- 5 紙入札による入札参加者は、次の各号のいずれかに該当する者を代理人にすることができない。
  - (1) 契約の履行に当たり故意に不正の行為をした者
  - (2) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正な利益を得るために連合した者
  - (3) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
  - (4) 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
  - (5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
  - (6) 前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- 6 入札参加者又は代理人は、入札書等を一旦提出した後は開札の前後を問わず書換え、引換え又は撤回をすることができない。

(電子入札の開札)

第25条の2 システムで行う開札は、紙入札による入札参加者を除き、入札参加者の立

ち会いを不要とすることができます。

2 紙入札による入札参加者がいない場合は、第 12 条第 1 項の規定にかかわらず開札への当該入札事務に関係のない職員の立ち会いを不要とすることができます。

(電子入札の辞退)

第 26 条 入札参加者は、入札を辞退するときは、開札執行前までにシステムより辞退届を提出するものとする。ただし、障害等のためにシステムを利用できない場合には、その旨を入札執行者に申し出るものとする。

2 紙入札による入札参加者が入札を辞退するときは、公告又は指名通知書に示す開札日時までに辞退届若しくはその旨を明記した入札書を持参する方法又は入札執行者に連絡のうえファクシミリ等で提出する方法により辞退するものとする。

(電子入札の入札書の無効等)

第 27 条 次の各号のいずれかに該当する入札書は、無効とする。

(1) I C カードを不正に使用した入札書

(2) 紙入札の場合

ア 紙入札による承諾のない、又は指示によらない紙の入札書

イ 同一の入札参加者が電子入札と紙入札の両方を行ったときの入札書

ウ 総合評価方式の場合において、入札公告に示す期日までに持参、郵便又は電子メールによる方法で技術提案書が提出されない場合の入札書

(3) I C カードの登録内容に変更が生じているにもかかわらず、変更前の I C カードを使用して提出された入札書

(4) 入札書提出時に使用した I C カードの有効期限が開札日までに期限切れになり、開札することができない入札書

(5) 福島県電子入札運用基準（工事等）（以下「電子入札運用基準」という。）第 10 の定めによらないソフトウェアで作成されたファイルが添付された入札書

(6) 総合評価方式の場合において、技術提案書が入札参加申請時に添付されない場合の入札書

(7) 初回入札において、見積内訳書が入札書提出時に添付されていない入札書

(8) 施工体制事前提出方式が適用されている場合において、工事費内訳書及び下請工種内訳書（福島県施工体制事前提出方式要領様式 1 号及び様式 2 号）が入札書提出時に添付されていない入札書

(9) 電子入札運用基準第 11 の 6 の規定により、添付ファイルのウイルスチェックを行わなかったことが確認された入札書

(10) その他、電子入札運用基準、入札公告、入札説明書、指名通知書、契約の方法及び入札の条件等において示した条項に違反して入札した入札書

(電子入札の落札候補者又は落札者の決定)

第 28 条 落札候補者又は落札者となりうる者が 2 人以上あるときは、システム上の電子くじ等により落札候補者又は落札者を決定する。

2 落札候補者又は落札者を決定したときは、速やかにシステムにより通知する。ただし、落札候補者又は落札者が紙入札による者であるときは、電話等確実な方法により通知する。

## 附 則

この心得は、平成 21 年 4 月 1 日以降に起工の決定を行うものについて適用する。

## 附 則

- 1 この心得は、平成 21 年 11 月 1 日から施行する。
- 2 平成 21 年 10 月 31 日以前に入札公告又は入札通知を行った工事等については、従前の例による。

## 附 則

- 1 この心得は、平成 23 年 6 月 1 日から施行する。
- 2 平成 23 年 5 月 31 日以前に入札公告又は入札通知を行った工事等については、従前の例による。

## 附 則

- 1 この心得は、平成 23 年 11 月 1 日から施行する。
- 2 平成 23 年 10 月 31 日以前に入札公告又は入札通知を行った工事等については、従前の例による。

## 附 則

- 1 この心得は、平成 24 年 10 月 30 日から施行する。
- 2 平成 24 年 10 月 29 日以前に入札公告又は入札通知を行った工事等については、従前の例による。

## 附 則

- 1 この心得は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 25 年 3 月 31 日以前に入札公告又は入札通知を行った工事等については、従前の例による。

## 附 則

- 1 この心得は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 28 年 3 月 31 日以前に入札公告又は入札通知を行った工事等については、従前の例による。

## 附 則

- 1 この心得は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 29 年 3 月 31 日以前に入札公告又は入札通知を行った工事等については、従前の例による。

## 附 則

- 1 この心得は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 30 年 3 月 31 日以前に入札公告又は入札通知を行った工事等については、従前の例による。

## 附 則

- 1 この心得は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 31 年 3 月 31 日以前に入札公告又は入札通知を行った工事等については、従前の例による。



(別紙1)

## 入札書

※1

入札金額

百	拾	億	千	百	拾	万	千	百	拾	壱
										円也

工事(委託業務)名 南会津病院2階エレベータホール自動ドア化改修工事

工事(委託業務)番号 第23-25190-0001号

工事(委託業務)箇所 福島県立南会津病院

くじの数

--	--	--

※2

上記のとおり入札いたします。

年 月 日

※3

住 所

商号又は名称

代表者名

印

(あて先) 福島県立南会津病院

(※1) アラビア数字を用いるときには金額の頭初に「￥」記号を、漢数字を用いるときは金額の頭初に「金」の文字を併記すること。

(※2) 同額入札による「くじ」に使用する。アラビア数字を用いて、任意の値(000~999。空欄をつくるないこと。012のように0(ゼロ)を記載する)を記入すること。記入がない場合や数字以外の記号・文字が記入された場合は、有資格者コードの下3桁の数値が記載されたものとみなす。

(※3) 入札等の権限を委任された者(支店長や営業所長などでその委任関係を県に登録している者を指す。)が入札する場合には、当該委任された者の住所、名称等を記載し、押印すること。

(別紙2)

## 入札書を無効とする申出書

1 工事名

2 工事番号

上記の入札に関して入札書等を提出していましたが、下記の工事の落札者（落札候補者）となり、技術者を配置できなくなつたため、上記工事に係る入札書を無効とするよう申し出ます。

記

発注者名

工事名

工事番号

年　　月　　日

住　　所

商号又は名称

代表者名

印

(発注者名)

様

(別紙3)

入札辞退届

年 月 日

(入札執行者)  
様

住 所

商号又は名称

代表者名

印

私は、下記入札への参加を辞退します。

記

1 工事（委託業務）名

2 工事（委託業務）番号

3 入札実施予定日  
年 月 日

4 辞退理由

(別紙4)

代理人印

## 委任状

年      月      日

樣

## 委任者

住 所

## 商号又は名称

代表者名

印

私は、都合により、  
下記 件の入札及び見積に関する一切の権限を委任します。  
を代理人と定め、

記

## 別添

### 暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記のいずれにも該当しません。また、当該契約満了までの将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなつても、異議は一切申し立てません。

以上のことについて、入札書の提出をもって誓約します。

### 記

- 1 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である。
- 2 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている。
- 3 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- 4 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している。

## 見積内訳書を作成する際の留意点について

見積内訳書は、入札参加者が適切に積算しているかどうかを判断する上で大変重要な書類ですので、その作成にあたっては以下の点に十分留意願います。

- ① 見積内訳書は、基本的には「金抜き設計書」の「本工事費内訳表」、「工種明細表」又はこれに相当するものに従って、工種ごとに「数量×単価=金額」で表示します。

建築工事など多様な工種で構成される工事の場合、各工種（工事数量が確認できる範囲）の記載が「工種明細表」以降に表示される場合がありますので注意してください。

（見積内訳書記載例2参照）

- ② また、本工事費内訳表の範囲内で種別レベル\*までの工事数量が確認できる場合は、種別レベルまでの記載でもよいものとします。なお、この場合であっても種別毎に「数量×単価=金額」で表示してください。（見積内訳書記載例1参照）

\*「土木設計マニュアル〔設計積算編〕」（土木部技術管理課），第4章-11参照

（<http://www.pref.fukushima.lg.jp/uploaded/attachment/108915.pdf>）

- ③ 見積内訳書は、値引きの表示は認めておりません。下記の例のように、金額を引き下げた部分は引き下げをした後の金額（単価）で見積金額を記載してください。

（例1）「金額」の端数を値引いた計算は行わない。

	数量	単価	金額
（誤）〇〇〇工	130 m <sup>2</sup> × 2,508 円 = 325,000 円		（計算が合わないため誤計算）
（正）〇〇〇工	130 m <sup>2</sup> × 2,500 円 = 325,000 円		

130 m<sup>2</sup> × 2,508 円 = 326,040 円となるので、326,040 円と記入するか、又は 325,000 円と見積りたい場合は、誤計算とならないよう単価を 2,500 円として記入する。

- ④ 金額のまるめとして端数金額を値引きしている例が見られますが、表示方法によっては、見積金額と入札金額の不一致とみなされ入札書が無効となる場合がありますので、見積内訳総括表での積算との間に齟齬がないこと、見積内訳書の積算価格と入札書に記載する入札金額が一致していることを確認してください。

（例2）合計欄等で、まるめ値引きは行わない。

（誤）工事原価	10,000,000 円
一般管理費	2,345,600 円
工事価格	12,345,600 円
工事価格（まるめ）	12,340,000 円（引下げ項目が不明な値引き）

（正）工事原価	10,000,000 円
一般管理費	2,340,000 円
工事価格	12,340,000 円

※一般管理費など実際に値引いた項目の金額（単価）を引下げた後の金額で表示する。

- ⑤ 見積内訳書は1式表示とせず、金抜き設計書と対比可能な「数量×単価」の内訳まで記載してください。(数量×単価の不明な1式表示があった場合は入札書が無効とされる場合があります。)

(例3) 見積内訳書は、「数量×単価」とし、1式表示にしない。

(誤)

	数量	単価	金額
○○○工	1式		1,000,000円
△△△工	1式		1,500,000円
□□□工	1式		2,000,000円



(正)

	数量	単価	金額
○○○工			1,000,000円
[ 内訳 ]	100m	2,500円	250,000円
	100m	7,500円	750,000円
△△△工			1,500,000円
[ 内訳 ]	50 m <sup>2</sup>	10,000円	500,000円
	50 m <sup>2</sup>	20,000円	1,000,000円
□□□工			2,000,000円
[ 内訳 ]	200 m <sup>2</sup>	8,000円	1,600,000円
	1式		400,000円
[ 内訳 ]	◇◇工 300m	1,000円	300,000円
	■■工 500m	200円	100,000円

- ⑥ 共通仮設費、現場管理費、一般管理費等の諸経費については、1式表示を認めます。  
 ⑦ 工事施工に際して必要な項目の漏れがあった場合は、入札書が無効とされる場合がありますので、提出する前に十分チェックしてください。

## 別紙

### 入札におけるくじ

競争入札（総合評価方式を含む。）の開札の結果、第1番目又は第2番目の入札参加者が複数あり、順位の決定ができない場合は、「くじ」によりその順位を決定する。

#### 1 郵便入札の場合

##### (1) 入札書の「くじの数」欄に任意の値を記入

くじを行う場合に備えて、入札書の「くじの数」欄にあらかじめ任意の値（000～999）を記入する。

なお、記入がない場合などは、有資格コードの下3桁の数値が記載されたものとみなす。

##### (2) くじの手順

ア 有資格者コードの小さい者から順にくじ番号（0、1、2…）を付与する。

イ 同額入札の入札書に記載されたくじの数を合算し、その合計額を入札書の数で除算し、余りを算出する。

ウ 上記イの計算結果による余りと一致した上記アのくじ番号の入札参加者を最上位とする。

エ 最上位のくじ番号に1を足したくじ番号の入札参加者を2順位とする。この場合において、最上位のくじ番号に1を足したくじ番号が存在しない場合には、0のくじ番号の入札参加者を2順位とする。

オ 2順位のくじ番号に1を足したくじ番号の入札参加者を3順位とする。この場合において、2順位のくじ番号に1を足したくじ番号が存在しない場合には、0のくじ番号の入札参加者を3順位とする。

カ 4順位以下はオの規定に準じて順位を決定する。

#### 【例】入札参加者3名が同額入札の場合

##### (1) 有資格者コード順にくじ番号を付与する。

A社 (有資格者コード 100980021) …… くじ番号 0

B社 (有資格者コード 100980142) …… くじ番号 1

C社 (有資格者コード 100982293) …… くじ番号 2

##### (2) くじの数の和を求め、同額入札者数で除算し、余りを算定する。

A社 (くじの数 123) 合計 ( $123 + 072 + 452 = 647$ )

B社 (くじの数 072)

C社 (くじの数 452) 余り ( $647 \div 3 = 215 \cdots \text{余り } 2$ )

##### (3) 順位の決定

最上位は、余りの2と一致するくじ番号であるC社

2順位は、 $2 + 1 = 3$ のくじ番号が存在しないので、くじ番号0のA社

3順位は、 $0 + 1 = 1$ と一致するくじ番号であるB社

## 2 電子入札の場合

- (1) システムにおける入札書に「くじ入力番号」として任意の値を入力  
くじを行う場合に備えて、システムにおける入札書の「くじ入力番号」欄にあらかじめ任意の値（000～999）を入力する（システム上、入力は必須項目）。
- (2) くじの手順
- ア 入札書到着日時の早い順に応札順序として番号を（0、1、2…）を付与する。
  - イ くじ対象者のくじ入力番号に、システム上、自動で付番される「乱数（任意の3桁の数字）」を加えた数字がシステム上の「くじ番号」とする。  
なお、乱数を加えて1,000を超える場合は、その数値から1,000を引いた数値を「くじ番号」とする。（例：1094の場合は094がくじ番号となる。）
  - ウ 同額入札の入札書において、「くじ番号」の数を合算し、その合計額をくじ対象者数で除算し、余りを算出する。
  - エ 上記ウの計算結果による余りと一致した上記アの応札順序の番号の入札参加者を最上位とする。
  - オ 最上位の応札順序の番号に1を足した応札順序の番号の入札参加者を2順位とする。この場合において、最上位の応札順序の番号に1を足した応札順序の番号が存在しない場合には、0の応札順序の番号の入札参加者を2順位とする。
  - カ 2順位の応札順序の番号に1を足した応札順序の番号の入札参加者を3順位とする。この場合において、2順位の応札順序の番号に1を足した応札順序の番号が存在しない場合には、0の応札順序の番号の入札参加者を3順位とする。
  - キ 4順位以下はカの規定に準じて順位を決定する。

### 【例】

- (1) 入札書到着日時の早い順に応札順序の番号を付与する。

A社	(入札書到着 1/23 13:00)	.....	応札順序の番号	0
B社	(入札書到着 1/24 10:00)	.....	応札順序の番号	1
C社	(入札書到着 1/24 15:00)	.....	応札順序の番号	2

- (2) くじ番号（くじ入力番号+乱数）

A社	172 (072 + 100)
B社	423 (123 + 300)
C社	052 (452 + 600)

合計 ( $172 + 423 + 052 = 647$ )  
余り ( $647 \div 3 = 215\cdots\text{余り}2$ )

- (3) 順位

最上位は、余りの2と一致する応札順序の番号であるC社

第2順位は、 $2 + 1 = 3$ の応札順序の番号が存在しないので、応札順序の番号0のA社

第3順位は、 $0 + 1 = 1$ と一致する応札順序の番号であるB社

※ 電子入札において、書面により入札書の提出を承諾された場合

- ア 入札書に記載された「くじ番号」を入札執行権者が電子入札システムに入力する。  
なお、電子入札の参加者と同様に乱数を加算し、「システムのくじ番号」を決定する。  
また、くじ番号の記入がない場合は、郵便入札の場合と同様とする。
- イ 応札順序については、電子入札で提出した入札書より後の応札順序の番号を付与する。  
なお、書面による入札書の提出が複数ある場合はシステムに入力した順に番号を付与する。
- ウ その他は電子入札参加者と同様とする。

## 契約の方法及び入札の条件

(工事・条件付一般競争入札・価格競争の場合)

### 1 契約の方法

福島県条件付一般競争入札実施要領に基づく条件付一般競争入札とする。

予定価格が事後公表の場合において、初回入札によって落札候補者が決定されなかつたときは、初回の入札参加者を対象とする再度入札を行う場合がある。その際、明らかに入札参加資格を有しない者があった場合、その者は再度入札に参加できないものとする。

入札者がいない場合は、当該入札は取りやめる。

### 2 入札の条件等

入札の際呈示すべき条件は、次のとおりとする。

#### (1) 入札書の記載金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

#### (2) 入札保証金

入札保証金の納付は免除する。ただし、落札者の通知を受けた者が契約を締結しないときは、見積りに係る金額（消費税及び地方消費税を含む。）の100分の3に相当する金額を納付しなければならない。

#### (3) 最低制限価格

地方自治法施行令第167条の10第2項に基づき、最低制限価格を設定する。

#### (4) 契約保証金

福島県財務規則第228条に定める契約保証金は、請負代金の10分の1以上の額とする。契約保証金の納付は、福島県工事請負契約約款（以下「約款」という。）第4条の規定による担保の提供をもって代え、又は保証を付したときは、免除する。

なお、落札額が500万円に達しないときは、契約保証金の納付を免除する。ただし、契約締結後において、請負代金額の変更により変更後の請負代金額が500万円を超えたときは、この限りではない。

また、落札者は、別紙「契約の保証について」により契約の保証を付することとする。

#### (5) 前払金

福島県財務規則第112条（以下「規則」という。）で定める前払金は、次のとおりとする。

ア 第1項に定める前払金 請負代金額の5割以内の額（1万円未満の端数は切り捨てる。）

イ 第2項に定める中間前金払 請負代金額の2割以内の額（1万円未満の端数は切り捨てる。）

#### (6) 部分払

規則第238条で定める部分払は、工事の既済部分に対する代価の10分の9以内の額（1万円未満の端数は切り捨てる。）とする。ただし、既済部分に対する代価が請負代金の10分の5（中間前払金の約定をするときは、10分の6（前払金の約定をしないときは、10分の3））を超えた場合に限る。

なお、部分払の回数は、規則第239条第3項で定めるところによる。

#### (7) 工期

工期は、設計書（金額抜き）表紙記載のとおりとする。ただし、工事の着手時期は契約締結の日から7日以内において工事発注者が指定する日とする。

#### (8) 建設業退職金共済組合への加入

建設業者は、建設業退職金共済組合に加入すること。

#### (9) 建設労働者の休養

日曜、祝日、休日は、労務者を休業させるよう配慮すること。

#### (10) 現場代理人届等

ア 受注者は、本工事の現場代理人、主任技術者、監理技術者及び専門技術者を定め、契約の締結の日から5日以内に経歴書を添付して発注者に提出すること。

イ この工事については、落札者の申請に基づき発注者が認める場合、他の工事の現場代理人をこの工事の現場代理人とすることができます。この場合、発注者は必要な条件を付すことができる。（※イは該当しない場合、削除すること）

#### (11) スライド条項に基づく請負代金額の変更

ア 約款第25条第1項でいう請負代金額の変更は、残工事の工期が2箇月以上あり、かつ発注者又は受注者の請求があつたときに行うこととする。スライドの対象となる残工事（受注者の責により遅延していると認められる残工事量は含まない。）は、第1項の請求があつた日から起算して14日以内に監督員が確認する。

イ 約款第25条第5項でいう請負代金額の変更は、残工事の工期が2箇月以上あり（ただし、防護柵設置工事等工期が2箇月未満の工事についてはこの限りでない。）、かつ発注者又は受注者の請求があつたときに行うこととする。また、発注者又は受注者は、当該条項に該当す

ることを示す根拠資料を添えて請求を行わなければならない。

(12) インフレ条項に基づく請負代金額の変更

約款第25条第6項でいう請負代金額の変更は、基準日から残工期が2ヶ月以上あり、かつ発注者又は受注者の請求があったときに行うこととする。

また、発注者又は受注者は、当該条項に該当することを示す根拠資料を添えて請求を行わなければならない。

(13) 工事請負契約締結後における単価適用日変更に伴う特例措置

この工事については、当初契約締結日において予定価格の積算に直近の単価表が適用されていない場合、その締結日から30日以内にその単価差を請負代金に反映させるため協議を請求することができる。

(14) 不可抗力による損害の負担

約款第29条第3項に定める損害額の負担を求めるときは善管処理を裏付ける資料を添付すること。また、同条第4項の請負代金額とは、損害額を負担する時点の請負代金額とし、1回の損害額が当初の請負代金額の100分の1に満たないものは、損害額に含めないものとする。

(15) 下請負に附する場合の遵守事項

工事の一部を下請負に附する場合は、福島県元請・下請関係適正化指導要綱を遵守すること。

(16) 配置予定の技術者

ア 他の発注機関の入札との関係について

同一の技術者を重複して複数工事の配置予定技術者とする場合において、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができなくなったときは、当該入札に参加してはならない。

なお、同一の技術者を重複して複数工事の配置予定技術者とする場合において、同日同時に行われる入札（国、県、市町村を含む。）については、他の入札に参加した場合は当該入札に参加してはならない。

イ 他の建設工事の配置技術者との関係について

入札時点において、他の建設工事の配置技術者となっている場合でも、その工事の工期が当該工事の工期と重複していなければ配置予定技術者とすることができますが、工期延長等により配置予定の技術者を配置することができなくなったときは、当該入札に参加してはならない。

ウ 監理技術者

土木工事業、建築工事業、管工事業、鋼構造物工事業及び舗装工事業に係る工事の場合には、工事現場に専任で配置することとなる監理技術者は、指定建設業監理技術者資格者証の交付を受けている者で必要な講習を受けている技術者を配置すること。

(17) 工事請負契約書

「福島県財務規則の施行について」による工事請負契約書によるものとし、特約条項で別記の条項を挿入する。

(18) 契約確定の時期

地方自治法第234条第5項の規定により、発注者及び受注者が記名押印したときに確定する。

(19) 見積内訳書

入札参加者又は入札参加者の代理人は、見積内訳書（数量・単価・金額等を明らかにしたものに限る。）を提出しなければならない。見積内訳書の提出がない場合、当該入札は無効とする。

(20) 入札の際に提示すべき書類は、次のとおりとする。

一 福島県工事請負契約約款

二 設計書（金額抜き）、設計図、仕様書

三 福島県元請・下請関係適正化指導要綱

## 契約の保証について

1 落札者は、工事請負契約書案の提出とともに、以下(1)から(5)のいずれかの書類を提出又は提示しなければならない。

(1) 契約保証金に係る保証金領収書の提示

[注]ア 契約保証金領収書は、発注者の発する納入通知書により、納入通知書裏面記載の指定金融機関若しくは指定代理金融機関又は関係の出納機関に契約保証金に相当する現金(現金に代えて納付する小切手にあっては、指定金融機関又は指定代理金融機関が振り出したもの又は支払保証したものに限る。)を払い込んで、交付を受けること。

イ 請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合の取扱いについては、発注者の指示に従うこと。

ウ 請負者の責に帰すべき事由により契約が解除されたときは、契約保証金は、地方自治法第234条の2第2項の規定により福島県に帰属する。なお、違約金の金額が契約保証金の金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

エ 請負者は、発注者へ工事目的物の引き渡し後、契約保証金の払渡しを求める旨の請求をすること。

(2) 契約保証金に代わる担保としての有価証券に係る保管有価証券領収書の提示

[注]ア 契約保証金に代わる担保となる有価証券の種類及び担保価格は、次のいずれかに限るものとする。

1 福島県債証券	額面金額
2 国債証券	額面金額の10分の8

イ 保管有価証券領収書は、福島県出納局出納総務課に契約保証金の金額に相当する担保価格の有価証券を払い込んで、交付を受けること。

ウ 上記イの有価証券が記名証券の場合は、その払い込みの際に売却承諾書及び白紙委任状を添えて払い込むこと。

エ 請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合の取扱いについては、発注者の指示に従うこと。

オ 請負者の責に帰すべき事由により契約が解除されたときは、担保とした有価証券は、地方自治法第234条の2第2項の規定により福島県に帰属する。なお、違約金の金額が契約保証金の金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

カ 請負者は、発注者へ工事目的物の引き渡し後、有価証券の払渡しを求める旨の請求をすること。

(3) 債務不履行により生ずる損害金の支払いを保証する金融機関等の保証に係る保証書の提出

[注]ア 債務不履行により生ずる損害金の支払いの保証ができる者は、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律(昭和29年法律第195号)に規定する金融機関である銀行、信託会社、保険会社、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、農林中央金庫、商工組合中央金庫、信用協同組合、農業協同組合、水産業共同連合会、若しくはその他の貯金の受け入れを行う組合(以下「銀行等」という。)又は公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社(以下「金融機関等」と総称する。)とする。

イ 保証書の宛名の欄には「福島県南会津保健福祉事務所長 小谷 尚克」と記載するように申し込むこと。

ウ 保証債務の内容は工事請負契約書に基づく債務の不履行による損害金の支払いであること。

エ 保証書上の保証に係る工事の工事名の欄には、工事請負契約書に記載される工事名が記載されるように申し込むこと。

- オ 保証金額は、契約保証金の金額以上とすること。
- カ 保証期間は、工期を含むものとする。
- キ 保証債務履行の請求の有効期間は、保証期間経過後 6 ヶ月以上確保されるものとする。
- ク 請負代金額の変更又は工期の変更等により保証金額又は保証期間を変更する場合の取扱いについては発注者の指示に従うこと。
- ケ 請負者の責に帰すべき事由により契約が解除されたときは、金融機関等から支払われた保証金は、地方自治法第 234 条の 2 第 2 項の規定により福島県に帰属する。なお、違約金の金額が保証金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。
- コ 請負者は、銀行等が保証した場合にあっては、発注者へ工事目的物の引渡し後、発注者から保証書の返還を受け、銀行等に返還するものとする。

(4) 債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証に係る証券の提出

- [注]ア 公共事業履行保証証券とは、保険会社が保証金額を限度として債務の履行を保証する保証である。
  - イ 公共事業履行保証証券の宛名の欄には、「福島県南会津保健福祉事務所長 小谷 尚克」と記載するように申し込むこと。
  - ウ 証券上の主契約の内容としての工事名の欄には、工事請負契約書に記載される工事名が記載するように申し込むこと。
  - エ 保証金額は、請負代金額の 10 分の 1 の金額以上とすること。
  - オ 保証期間は工期を含むものとする。
  - カ 請負代金額の変更又は工期の変更等により保証金額又は保証期間を変更する場合の取扱いについては、発注者の指示に従うこと。
  - キ 請負者の責に帰すべき事由により契約が解除されたときは、保険会社から支払われた保証金は、地方自治法第 234 条の 2 第 2 項の規定により福島県に帰属する。なお、違約金の金額が保証金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

(5) 債務不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約に係る証券の提出

- [注]ア 履行保証保険とは保険会社が、債務不履行時に保険金を支払うことを約する保険である。
  - イ 履行保証保険は、定額てん補方式を申し込むこと。
  - ウ 保険証券の宛名の欄には「福島県南会津保健福祉事務所長 小谷 尚克」と記載するように申し込むこと。
  - エ 証券上の契約の内容としての工事名の欄には、工事請負契約書に記載される工事名が記載するように申し込むこと
  - オ 保険金額は、請負代金額の 10 分の 1 の金額以上とすること。
  - カ 保険期間は、工期を含むものとする。
  - キ 請負代金額の変更により保険金額を変更する場合の取扱いについては、発注者の指示に従うこと。
  - ク 請負者の責に帰すべき事由により契約が解除されたときは、保険会社から支払われた保険金は、地方自治法第 234 条の 2 第 2 項の規定により福島県に帰属する。なお、違約金の金額が保険金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

2 1 の規定にかかわらず、契約相手方が 500 万円未満となる場合は、契約の保証を付さない。ただし、契約締結後、請負代金額の変更により変更後の請負代金額が 500 万円以上となるときには、約款第 4 条に規定する契約の保証を付すものとし、この場合は 1 の規定を準用する。

[注] この規定は、落札額が低入札価格調査基準価格を下回った場合には、適用しない。